

補助事業に関する業務執行規程及び評価細則の改正について

畜産業振興事業及び砂糖生産振興事業において費用対効果分析手法を導入して設置した施設についての事後評価について、必要に応じて再度事後評価を行えるよう「独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程」及び「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」について必要な変更を行う。

1. 「独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程」の改正

(資料 4-2 関係)

畜産業振興事業及び砂糖生産振興事業において、費用対効果分析手法を導入して設置した施設については、設置後 3 年を経過した施設について事後評価を行うことと規定しているが、理事長が必要と認めた場合には、再度事後評価を行えることとする。

(業務執行規程の 5 (1) エ)

2. 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」の改正

(資料 4-3 関係)

目標年を経過した後に再度事後評価を行う旨追加するとともに、これに伴う様式の変更を行う。

(評価細則の 2 (1)、(1) ③ア及びウ)